

様式 A - 1

申請に対する処分一覧表

(令和 6 年 (2024 年) 10 月 1 日作成)

[所管： 教育委員会 中央公民館]

[illegible]

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		公民館施設の使用承認
根拠法令及び条項		公民館条例 第 11 条
所管部課（室）係名		教育委員会 中央公民館
審 査 基 準	関係条項	同条例 第 12 条、13 条
	基 準	1. 施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。 (公民館条例第 11 条) 2. 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前条の承認に当たって条件を付けることができる。 (公民館条例第 12 条) 3. 次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しない。 (公民館条例第 13 条) (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (公民館条例第 13 条第 1 項第 1 号) (例) ① 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用を行おうとするとき。 (2) 営利を目的として使用するものと認めるとき。 (公民館条例第 13 条第 1 項第 2 号) (例) ① 物品販売や商品説明会 ② 連鎖販売取引など会員の勧誘行為 ③ 講師が営利目的で生徒を集めて開く塾(教室)等とみなされるもの ④ バザー（復興支援等公共性のあるものに対する寄付を主たる目的とするものを除く） ⑤ 営業としての講座の開催又はこれに類する活動として施設を使用するものと認めるとき。 (3) 特定の政党又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持することを目的として使用するものと認めるとき。 (公民館条例第 13 条第 1 項第 3 号) (例) 選挙運動としての演説会、集会、討論会、決起大会等（公職選挙法に基づく個人演説会等を除く） (4) 宗教目的のため使用するものと認めるとき。 (公民館条例第 13 条第 1 項第 4 号) (例) ① 特定の宗教を支持し、教派、宗派または教団を支援するような宗教活動 ② 宗教団体や一般団体が行う特定の宗教活動 ③ その他公民館の宗教的中立性に対する信頼を損なう宗教的活動 (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなる恐れがあると認めるとき。

		(公民館条例第 13 条第 1 項第 5 号) (例) ①暴力団組長の襲名披露等の暴力団の儀式 ②暴力団組織の運営・維持するための会議 (6) 管理上支障があると認めるとき。 (公民館条例第 13 条第 1 項第 6 号) (例) ①当該使用により、建物や付帯設備を損壊、汚損又は滅失するおそれがあると認められるとき。 ②過去において施設管理上の指示に従わなかったなど、施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。 ③定員を超えて使用するとき。 ④部屋の使用目的以外の目的で使用する時。(料理室等) ⑤次に該当する使用については、一部の部屋の使用を許可しない。 ・防音設備上、使用機材に制限のあるもの ・他の団体の使用や近隣に迷惑をかけるような使用(音、臭気等) ・軽体操(フラ、ヨガ、太極拳、健康体操およびこれらに準ずるもの)を除くスポーツ (7) その他教育委員会において適当でないと認めるとき。 (公民館条例第 13 条第 1 項第 7 号) (例) ①もっぱら飲食のために使用する時。又、副次的に飲食をする場合であってもアルコール類を伴うとき。 ②結婚式(人前結婚は除く)、葬儀、通夜等 ③虚偽の申請による使用 ④小中学生のみでの使用 ⑤市内在住・在勤・在学者が 5 割に満たない場合
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年(1997 年)10 月 1 日設定(令和 6 年 4 月 1 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	即日(注: 休日は含まない)
	内訳	
	設定等年月日	平成 9 年(1997 年)10 月 1 日設定
備考		

様式 B-1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		公民館使用料の減免
根拠法令及び条項		公民館条例 第 15 条
所管部課（室）係名		教育委員会 中央公民館
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	1. 施設の使用については、別表第2に定める範囲内で教育委員会規則で定める使用料を徴収する。ただし、公用若しくは公益事業のために使用するとき又は教育委員会において特別な事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。 （公民館条例第 15 条） 2. 次の各号の一に該当するときは、使用料を免除する。 （1）公民館登録グループが公民館と共催して行う事業については、使用料を免除する。 （公民館グループ登録等に関する要項第 2 条第 1 項第 5 号） （2）社会教育関係団体のうち公民館が認める団体の使用。 （3）公共的使用であって、公民館使用料減免申込書を添付して申請する場合の使用 （公民館条例施行規則第 8 条）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 26 年 12 月 26 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		公民館使用料の還付
根拠法令及び条項		公民館条例 第 16 条
所管部課（室）係名		教育委員会 中央公民館
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	1. 使用料は前納とし、既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することがある。 （公民館条例第 16 条） （1）使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき。 （公民館条例第 16 条第 1 項第 1 号） （例） ①台風、地震等天変地異により使用できないとき。 ②停電等公民館施設の不備により使用できないとき。 （2）第 14 条第 1 項第 4 号の規定により、教育委員会が使用承認を取り消したとき。 （公民館条例第 16 条第 1 項第 2 号） （3）使用の前日までに使用承認の取り消しを申し出て、教育委員会が相当の事由があると認めたとき。 （公民館条例第 16 条第 1 項第 3 号） （例） ①使用日の 1 か月前の同一日（当該日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日 法律第 178 号）に規定する国民の祝日又は 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までその他休館日にあたる場合は、その直前の開館日）までに豊中市立公民館使用承認取消申込書兼使用料還付請求書（様式 1）が提出され、豊中市教育委員会が認めたとき、既納の使用料の 5 割の額を還付するものとする。 （豊中市立公民館使用料還付要綱第 2 条）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 28 年 12 月 28 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	1 ヶ月（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		公民館内での設備の承認
根拠法令及び条項		公民館条例 第 18 条
所管部課（室）係名		教育委員会 中央公民館
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	1. 使用者が特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。 (公民館条例第 18 条第 1 項) (例) ①極めて多量の電力を消費する機材を持ち込む場合 ②直ちに原状回復ができない装飾を行う場合
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 26 年 12 月 26 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		コミュニティプラザの使用承認
根拠法令及び条項		豊中市立コミュニティプラザ条例 第 4 条第 1 項
所管部課（室）係名		教育委員会 中央公民館
審 査 基 準	関係条項	同条例 第 5 条
	基 準	1. コミュニティプラザの施設は、第 1 条の目的に適合する場合及び教育委員会が学校教育活動その他特に必要があると認める場合に限り、使用することができる。 （豊中市立コミュニティプラザ条例第 3 条第 1 項） （1）第 1 条の目的に適合する場合 主として一定の地域を基礎として、市民が主体的に行う自治活動、社会福祉活動、青少年健全育成活動、防災・防犯活動その他の良好な地域社会の維持及び形成に資する活動又は当該地域活動を主たる目的とする団体が地域住民の学習、交流を目的として行う活動であると認めるもの。 「地域活動」に該当する具体例 ①地域活動を主目的とする団体が行う総会、例会等の組織運営若しくは事業運営のための会議又は地域住民を対象とした学習、交流活動 ②一般を対象とした、良好な地域社会の維持及び形成に資する活動又は講習会、講演会等の催し(当該催しの開催のために行う会議を含む。) （2）教育委員会が学校教育活動その他特に必要と認める場合 ①コミュニティプラザが併設されている学校の行事に供する場合 ②地域こども教室、放課後子どもクラブの用に供する場合その他当該小学校の生徒の教育、福祉の向上を目的とした活動の用に供する場合 ③教育委員会その他豊中市の事業の用に供する場合その他これに準ずるものとして教育委員会が特に必要と認めた場合 2. コミュニティプラザの施設を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、談話室の個人使用については、この限りではない。 （豊中市立コミュニティプラザ条例第 4 条第 1 項） 3. 次の各号にいずれかに該当するときは、コミュニティプラザの施設の使用を承認しない。 （豊中市立コミュニティプラザ条例第 5 条） （1）他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。 （豊中市立コミュニティプラザ条例第 5 条第 1 項第 1 号） （例） ①大音響を伴う使用をするとき。 ②学校教育に支障が生じるおそれがあるとき。 （次頁へつづく）

		(2) 営利を目的として使用するものと認めるとき。 (豊中市立コミュニティプラザ条例第 5 条第 1 項第 2 号) (例) ①企業の採用面接及び会社説明会（豊中市内に本社・事業所・営業所がある企業を除く）・社員研修 ②物品販売や商品説明会 ③連鎖販売取引など会員の勧誘行為 ④講師が営利目的で生徒を集めて開く塾（教室）等とみなされるもの ⑤特定企業のみ使用（人権研修、社会貢献活動を除く） ⑥バザー（復興支援等公共性のあるものに対する寄付を主たる目的とするものを除く） (3) 党派的政治目的（公職選挙法による演説会を除く。）又は宗教的目的を有すると認めるとき。 (豊中市立コミュニティプラザ条例第 5 条第 1 項第 3 号) (例) ①選挙運動としての演説会、集会、討論会、決起大会等（公職選挙法に基づく個人演説会等を除く。） ②特定の宗教を支持し、教派、宗派または教団を支援するような宗教活動 ③宗教団体や一般団体が行う特定の宗教活動 ④その他宗教的中立性に対する信頼を損なう宗教的活動 (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の利益になり、又はなる恐れがあると認めるとき。 (豊中市立コミュニティプラザ条例第 5 条第 1 項第 4 号) (例) ①暴力団組長の襲名披露等の暴力団の儀式 ②暴力団組織の運営・維持するための会議 (5) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。 (豊中市立コミュニティプラザ条例第 5 条第 1 項第 5 号) (例) ①防音設備上、使用機材に制限のあるもの ②他の団体の使用や近隣に迷惑をかけるような使用(音、臭気、部屋の損傷等) ③軽体操（フラ、ヨガ、太極拳、健康体操及びこれらに準ずるもの）を除くスポーツ、ダンス ④もっぱら飲食のために使用するとき。又、副次的に飲食をする場合であってもアルコール類を伴うとき。 ⑤結婚式（人前結婚は除く）、葬儀、通夜等 ⑥虚偽の申請による使用 ⑦小中学生のみでの使用
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（令和 5 年 10 月 1 日最終変更）
標	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）

準 処 理 時 間	内訳	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		コミュニティプラザ使用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市立コミュニティプラザ条例 第 7 条第 1 項及び 2 項
所管部課（室）係名		教育委員会 中央公民館
審 査 基 準	関係条項	豊中市立コミュニティプラザ施設管理運営要綱第 5 条
	基 準	1. コミュニティプラザの施設の使用料は、無料とする。ただし、第 3 条第 2 項の規定によるコミュニティプラザの施設の使用については、別表第 2 に定める額の範囲内で教育委員会規則で定める使用料を徴収する。（豊中市立コミュニティプラザ条例第 7 条第 1 項） 2. 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前項ただし書きの使用料を減免することができる。 （豊中市立コミュニティプラザ条例第 7 条第 2 項） 条例第 7 条第 2 項による減免は、当該事業又は行事が、地域住民を対象とした営利を目的としない公益的な活動であると教育委員会が認めた場合に行うものとする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成 23 年（2011 年）4 月 1 日設定（平成 28 年 4 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	平成 23 年（2011 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		コミュニティプラザ使用料の返還
根拠法令及び条項		豊中市立コミュニティプラザ条例 第 8 条
所管部課（室）係名		教育委員会 中央公民館
審 査 基 準	関係条項	豊中市立コミュニティプラザ条例施行規則 第 7 条
	基 準	1. 使用料は、前納とし、既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 （豊中市立コミュニティプラザ条例第 8 条） 2. 条例第 8 条ただし書の規定による使用料の返還は、次に定めるところによる。 （1）使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき 既納の使用料の全額 （豊中市立コミュニティプラザ条例施行規則第 7 条第 1 項第 1 号） （例） ①台風、地震等天変地異により使用できないとき。 ②停電等コミュニティプラザ施設の不備により使用できないとき。 （2）前号に掲げる場合のほか、委員会が相当の理由があると認めるとき 既納の使用料の全額又はその都度委員会が定める場合の額 （豊中市立コミュニティプラザ条例施行規則第 7 条第 1 項第 2 号）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 23 年（2011 年）4 月 1 日設定（平成 25 年 10 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	1 ヶ月（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	平成 23 年（2011 年）4 月 1 日設定
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		コミュニティプラザ談話室の専用使用
根拠法令及び条項		豊中市立コミュニティプラザ条例施行規則 第 9 条第 2 項
所管部課（室）係名		教育委員会 中央公民館
審 査 基 準	関係条項	
	基 準	1. 委員会は、必要があると認めるときは、談話室の使用承認を受けた者について専用して使用させることができる。 （豊中市立コミュニティプラザ条例施行規則第 9 条第 2 項） ①次の場合において専用使用を承認する。 ・談話室全体を使用するとき。 ・他の者と共同して使用することが困難と認められるとき。 2. 専用による使用の申込み、使用承認、使用時間の区分、施設の滅失等の賠償、その他談話室の個人使用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。 （豊中市立コミュニティプラザ条例施行規則第 9 条第 3 項）
	参考事項	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定（平成 25 年 10 月 1 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	即日（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	平成 9 年（1997 年）10 月 1 日設定
備考		